報告７

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

平成３０年６月５日

長与町長　吉　田　愼　一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

１　和解及び損害賠償の相手方
[redacted]

２　事故の概要

（１）事故の発生日時

平成３０年３月１６日　午前１０時１０分頃

（２）事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町高田郷[redacted]

（３）事故の状況

現地付近の廃棄物を収集するため、[redacted]前の道路に停車し、車を降りたところ、サイドブレーキの利きが甘く車の自重で進み、[redacted]駐車してあった相手方の車両の右前方フロントバンパーに接触し破損した。

３　和解の内容

事故の相手方に対して、下記４の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

４　損害賠償の額

９０，８８０円

平成３０年４月１０日

長与町長　吉　田　慎　一